

## 令和 7 年度の調達方針の変更について

### 1 変更概要

- ・昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日に地方自治法施行令（以下「施行令」という。）が改正され、少額随意契約（※）の可能な上限金額が下記 2 の表のとおり引上げられました。

（※）競争入札を行うことは可能であるが、契約金額が少額のため、契約事務の簡素化の観点から随意契約が認められるもの

- ・本市では、施行令の改正趣旨を踏まえて、少額随意契約の可能な上限金額を令和 7 年 7 月 1 日から施行令と同額に引き上げます。
- ・引上げに伴い、令和 7 年度の調達方針における「発注金額別の指名定数」を変更します。変更内容は、別添「新旧比較（変更箇所抜粋）」をご確認ください。

### 2 契約の種類別の上限金額の引上げ内容

契約の種類	改正前	改正後
工事又は製造の請負	250 万円	400 万円
財産の買入れ（物品等の購入）	160 万円	300 万円
物件の借入れ（機器類等の賃貸借）	80 万円	150 万円
財産の売払い	50 万円	100 万円
物件の貸付け	30 万円	50 万円
上記以外のもの（業務委託等）	100 万円	200 万円

### 3 変更日

令和 7 年 7 月 1 日

### 4 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課

（建設工事・建設工事関連業務委託について） 工事契約グループ 電話 053-457-2176  
（物品等の購入について） 物品購入グループ 電話 053-457-2171  
（業務委託・賃貸借について） 契約制度グループ 電話 053-457-2173